

建築一式工事における現場代理人の兼任に係る試行要領

（目的）

第1条 この要領は、受注者の受注機会の拡大を図るため、鈴鹿市工事請負契約約款第10条第3項で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 この要領において対象工事は、鈴鹿市が発注する建築一式工事で、予定価格が130万円を超える工事とする。

（兼任の条件）

第3条 以下の条件に該当する建築一式工事について、現場代理人の兼任を認める。ただし、1名の現場代理人が兼任できる業務は2件までとする。

1. 兼任する2件の工事の発注者が、いずれも「鈴鹿市」であること。
2. 兼任する2件の工事の発注業種が、いずれも「建築一式」であること。
3. 兼任する2件の工事の工事現場が、いずれも「鈴鹿市内」であること。
4. 兼任する2件の工事の当初契約金額の総額が、「8,000万円未満」であること。
5. 兼任する2件の工事の予定価格が、いずれも「4,000万円未満」であること。
6. 発注者が又は監督職員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
7. 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐し、さらに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たることが可能なこと。

（兼任の手続き）

第4条 受注者は、現場代理人を兼任する際、契約締結時に「現場代理人兼任届」を技術監理契約課に提出する。また技術監理契約課での確認後、着手届と併せて、工事担当課へ「現場代理人兼任届」を提出する。

（兼任の取り消し）

第5条 発注者から現場代理人の承認を取り消された際には、新たな現場代理人を配置すること。新たな現場代理人を配置できない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。